

# ま え が き

鋼道路橋設計示方書の改正と、最近における製作技術の進歩とに伴って製作示方書を改正する必要を認め、この委員会において審議されたのであるが、ここによりやく成案を得たので、設計示方書と同時に公にし、製作および製作監督上の指針とする次第である。

この示方書はリベットによる鋼道路橋の製作について一般的な標準を示したものであって、理想的な製作を示したものでもなく、許容しうる最低の限度を規定したものでもない。したがってこの示方書の適用について、製作者は安易な考えから、ずさんな工程で粗雑な工作を行ってはならないし、一方監督者は各部分または部材の重要性を十分認識した上で、あまり放漫に流れることがないと同時に、いたずらに高い精度を要求することがないように注意しなければならない。溶接による鋼橋の製作については別に定める示方書によることとした。

わが国で鋼橋の製作を行うことができる工場は十指に余るが、製作過程の細目については、各工場それぞれ異なる方法によつている場合が多い。たとえば数個の同一部材をもつ橋ゲタにおいて、これら同一部材が相互に互換性をもつように工作する場合と、そうでない場合とがある。これらの利害得失については、同一部材数の多少などによつていちがいは言えない。要するに各工場で、最も能率的に、最も優秀な橋ゲタの製作を行えばよいのであるから、この示方書では即断を避けて、一般的な共通事項についてだけ規定した。したがって、橋ゲタの製作を発注するような場合にはそれぞれの橋に応じた工事仕様書を作成するのがよい。

この示方書では、製作監督者の指示に従うよう規定した事項が多数ある。製作監督者は事業主体を代表する者であり、事業主体は工事全般の執行について責任を負うものであるから、必要な事項については製作監督者の承認を求め、その指示に従うことは当然のことである。しかし事業主体と製作請負者との間には、工事の執行について通常事前に契約を行うから、重要な事項については必ず契約に明示しておかなければならない。製作の過程において、製作監督者が契約または工事仕様書に規定していない重要事項を指示したり要求したりすることは、当然契約の変更を伴う事項である。ここで重要事項とは、事前に契約した金額に大きい変動を生ずるような事項、または工程に重大な影響を及ぼすような事項のことであつて、試験検査の種類と範囲・サビ落しの方法・塗料

の種類・塗装回数・その他の特別な事項などである。

以上この示方書の適用について二、三の注意事項を述べたのであるが、橋ゲタの製作は設計と密接な関係があり、製作を無視した設計がありえないと同じように、設計の趣旨にそわない製作を行つてはならない。したがつて製作に際して不都合の生じた設計の変更については、設計者はすなおに製作者の意見を聞かなければならないが、製作者が工場の都合だけを強調して、設計者の意向を無視するようなことがあつてはならない。

なお、この示方書で用いている用語の意味については設計示方書の例によるものとする。